

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

○ 福島県監査委員  
監査公表三件

福島県監査委員

( 監 査 総 務 課 )

**監 査 公 表 第 1 7 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー郡山	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
テクノアカデミー浜	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

(2) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
中央家畜保健衛生所	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

(3) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
安積高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
岩瀬農業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
白河実業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
相馬高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
相馬東高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
県中教育事務所	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
教育センター	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
保原高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
磐城農業高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）

- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)  
 (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)  
 (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 5 監査等の結果

## (1) 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (2) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (3) 教育委員会

ア 監査した結果、次の6件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
安積高等学校	・旅費について、3か月以上遅延して支払っている。 ・給与支給日に現金で給付すべき給与について、1名分が同日に支給されていない。
白河実業高等学校	・生産物の生産台帳への記載及び出納簿の整理が適切でないため生産量及び現在量が確認できないものがある。
相馬高等学校	・行政財産の使用許可に伴う電気料について、平成30年10月から平成31年2月までの分と同年3月分を分けて調定すべきものを一括して平成30年度分として調定している。
教育センター	・工事現場事務所で使用する私用水道料について、平成30年10月から平成31年2月までの分と同年3月分を分けて調定すべきものを一括して令和元年度分として調定している。
磐城農業高等学校	・物品購入調書による決裁手続がないまま授業用資材の納品を受けるとともに支払の事務処理を失念している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

## 監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により令和元年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之  
 福島県監査委員 佐久間 俊 男  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

## 第1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準(令和2年福島県監査委員監査公表第10号)に基づき実施した。

## 第2 監査等の種類

財務監査

## 第3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)  
 (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)  
 (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)

(4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)

(5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

#### 第4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 福島県企業局

実施年月日 令和2年8月3日

実施方法 実地監査

担当監査委員 勅使河原 正之

高橋 宏和

##### (福島県工業用水道事業)

#### 1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

#### 2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量321,953,277m<sup>3</sup>で、前年度と比較して949,931m<sup>3</sup>(0.3%)増加している。なお、当年度における建設改良事業については、小名浜ポンプ場電気設備更新工事等を実施している。

経営実績では、事業収益が2,646,308,097円に対し事業費用は2,711,537,580円で、当年度の純損益は△65,229,483円となっており、前年度より68,329,538円利益が減少している。これは、前年度と比較し、営業収益(水道料金)及び営業外収益(一般会計負担金等)の増加はあったものの、令和元年東日本台風災害対応経費等の営業費用が増加したためである。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

##### (福島県地域開発事業)

#### 1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

#### 2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において1,808m<sup>2</sup>、いわき四倉中核工業団地第2期区域において26,603m<sup>2</sup>分譲した。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が98.3%、白河複合型拠点(造成済み)業務用地が83.3%、いわき四倉中核工業団地第2期区域が38.9%となっている。

経営実績では、事業収益1,743,897,455円に対し事業費用は530,527,566円で、当年度の純利益は1,213,369,889円となっており、前年度の純利益1,300,393,754円と比較すると、土地売却収益190,983,570円の減等により、87,023,865円の減となっている。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 福島県企業局いわき事業所

実施年月日 令和2年8月3日

実施方法 書面監査

担当監査委員 佐久間 俊 男

佐竹 浩

#### 事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

## (指導事項)

固定資産、流動資産の管理・経理に適正を欠いているものがある。  
監査の結果、次の1件の検討事項について改善のための検討を求めた。

## (検討事項)

修繕費の単独随意契約について検討を要するものがある。

対 象 機 関 福島県病院局  
実 施 年 月 日 令和2年8月3日  
実 施 方 法 実地監査  
担当監査委員 佐久間 俊 男  
佐 竹 浩

## (福島県立病院事業)

## 1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

## 2 事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しており、当年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数356床である。

令和元年度の患者数は、入院が延べ60,546人、外来が延べ106,224人で、前年度と比較して、入院は3,106人(4.9%)の減少、外来は555人(0.5%)の増加となっている。増減の主な要因としては、入院は南会津病院の内科及び整形外科の医師数減少等により患者が減少し、外来は矢吹病院の児童思春期外来に係る患者が増加し、また、ふたば医療センター附属病院の救急病院としての地域における認知が進んだことなどにより患者が増加している。

経営実績では、医業収益 2,992,609,326円に対し医業費用が6,808,321,917円となり、医業損失は3,815,712,591円で前年度と比較して41,338,601円(1.1%)減少している。

また、事業収益 7,545,992,489円に対し事業費用が7,180,441,575円となり、純利益は365,550,914円で前年度と比較して320,445,613円増加している。純利益が増加したのは、旧会津総合病院看護師寮跡地等の売却により固定資産売却益が増加したことなどによるものである。

令和元年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額3,721,471,387円となり、主に退職手当対応経費の増加により前年度と比較して94,831,814円(2.6%)増加している。

このうち宮下病院、南会津病院については、医業収益の減少等により損失が増加したことから、収支差補てん額は1,355,291,654円で、前年度と比較して47,622,407円増加している。

累積欠損金は主に廃止病院に係る減価償却費により発生したもので、期末残高が6,562,707,930円となり、固定資産の売却により前期末より365,550,914円減少している。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対 象 公 所 県立大野病院  
実 施 年 月 日 令和2年8月3日  
実 施 方 法 書面監査  
担当監査委員 佐久間 俊 男  
佐 竹 浩

## 事業経営の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益が89,047,370円で前年度と比較して152,253,687円(63.1%)、費用が98,113,359円で前年度と比較して153,473,490円(61.0%)とともに減少し、純損失は9,065,989円で前年度と比較して1,219,803円(11.9%)減少した。

収益の主なものは長期前受金戻入であり、費用の主なものは減価償却費である。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)